

議案第83号

福岡市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年2月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、中央消防署庁舎の新築移転に伴い、同署の位置を改める必要があるによる。

福岡市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例

福岡市消防本部及び消防署設置条例（昭和39年福岡市条例第79号）の一部を次のように改正する。

別表中央消防署の項中「浄水通」を「那の津二丁目」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。